



2025年12月15日

各 位

会社名 株式会社NITTAN
代表者名 代表取締役社長 李 太煥
(コード番号 6493 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役 鈴木 隆司
(TEL. 0463-82-1311)

第三者割当により発行される第1回新株予約権及び 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年11月28日開催の当社取締役会において決議した、第三者割当により発行される第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関する詳細につきましては、2025年11月28日付公表の「第三者割当により発行される第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2025年12月15日
(2) 新株予約権の総数	15,552個（本新株予約権1個当たり140円）
(3) 新株予約権の発行価額	総額2,177,280円
(4) 当該発行による潜在株式数	・当初行使価額（643円）における潜在株式数：1,555,200株 ・下限行使価額（500円）における潜在株式数：1,999,900株
(5) 調達資金の額	1,002,170,880円（差引手取概算額：995,170,880円）（注） (内訳) 本新株予約権発行分 2,177,280円 本新株予約権行使分 999,993,600円
(6) 行使価額	1株当たり643円 行使価額は、2026年6月15日、2026年12月15日、2027年6月15日、2027年12月15日、2028年6月15日、2028年12月15日、2029年6月15日、2029年12月15日及び2030年6月15日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以後、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、500円をいう。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当先	YB-3投資事業組合

(9) その他の	当社は、YB-3 投資事業組合（以下「割当先」といいます。）との間で、2025年11月28日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結いたしました（同契約内容の詳細は、2025年11月28日付公表の「第三者割当により発行される第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」参照）。
----------	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 本新株予約権付社債の概要

(1) 払込期日	2025年12月15日
(2) 新株予約権の総数	49個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(4) 当該発行による潜在株式数	・当初転換価額（643円）における潜在株式数：2,324,200株 ・下限転換価額（500円）における潜在株式数：2,989,000株
(5) 調達資金の額	1,494,500,000円（差引手取概算額：1,487,500,000円）
(6) 行使価額又は転換価額	1株当たり643円 行使価額は、修正日において、当該修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限転換価額」とは、500円（当初転換価額に77.76%を乗じた額）とする。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当先	YB-3 投資事業組合
(9) その他の	当社は、割当先との間で、2025年11月28日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約（本引受契約）を締結いたしました（同契約内容の詳細は、2025年11月28日付公表の「第三者割当により発行される第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」参照）。

以上